回　覧

第256号（2026年11月）

『かんきょうかわら版』

愛南町環境衛生課　℡72-7316

リチウムイオン電池の廃棄方法を知っておきましょう！

近年、スマートフォンなど様々な電気製品でリチウムイオン電池が多用されています。そんなリチウムイオン電池は廃棄する際に注意が必要です。

火災の危険性

全国でリチウムイオン電池が原因とみられる火災が増加しており、ごみ収集車や処理施設でも火災が発生しています。リチウムイオン電池は強い衝撃が加わると発煙や発火の危険性があります。





リチウムイオン電池の正しい処分

① 役場本庁または各支所の窓口へお持ちいただき、直接職員にお渡しください。
②電池一体型の製品（タブレット端末等）は、無理に取り外そうとせず、そのままお持ちください。
※電子機器の個人情報は必ず消去してください。
◎発火などの危険性があるため、絶対に不燃ごみとして出さないでください。

リチウムイオン電池の適正処理についての詳しい情報は、愛南町ホームページのリチウムイオン電池等に関する記事をご覧ください。

←愛南町HP
リチウムイオン
電池の処分方法

食品ロスダイアリー　参加者大募集！

愛媛県民を対象に、LINEを活用して食品ロスの発生状況を記録する「食品ロスダイアリー」の参加者を募集しています！約3週間、食べ残しや使い切れなかった食品をLINEで記録することで、家庭での食品ロスの実態を把握し、削減につなげることができます！

参加者全員に500円分のデジタルクーポン、さらに抽選で素敵な商品をゲットするチャンスも！ぜひ登録してみてください！



上の二次元コードから
お友達追加で登録スタート！

ちょっとのつもりが大きな火事に…

野焼きは原則禁止されています！

廃棄物を屋外で燃やす「野焼き」は、煙や悪臭の発生、健康・生活環境への影響、火災の原因となるため、法律で原則禁止されています。違反した場合は、5年以下の懲役もしくは 1,000 万円以下の罰金（法人は3億円以下）、またはその両方が科せられます。



令和5年（2023 年）に発生した山火事は、原因の約半数以上が野焼きや火入れ（草木を面で焼く行為）によるものとされています。「少しだけなら大丈夫」という油断が、大きな火災につながることがあります。火災の危険性と周囲への影響を考え、野外焼却はできる限り控えましょう。

例外として認められるもの

ただし、野外焼却において、例外として認められるものもあります。

〇地域の行事

お正月のどんど焼きなど、風俗習慣上・宗教上の行事

〇農業などに伴うもの

焼き畑、稲わらの焼却など、やむを得ないもの

〇軽微なもの

落ち葉焚き、キャンプファイヤーなど

※例外に該当しても周囲の生活環境に影響を与える場合などは、行政指導や焼却の中止を求められることがあります。





野焼きを行う場合の注意点

●事前に消防署へ届出を！

例外的に焼却する場合でも、消防署へ揚煙届（ようえんとどけ）の提出が必要です。火災と間違われ、消防車が出動することもあります。

●風の強い日・乾燥した日は避ける

火が燃え広がらないよう、天候や周囲の状況を十分に確認しましょう。

●消火の準備をして、火から離れない

完全に消火するまで、その場から離れないでください。

●近隣への配慮を忘れずに

煙や灰が住宅に入ったり、洗濯物に付着しないよう注意しましょう。